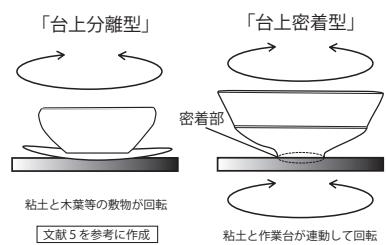
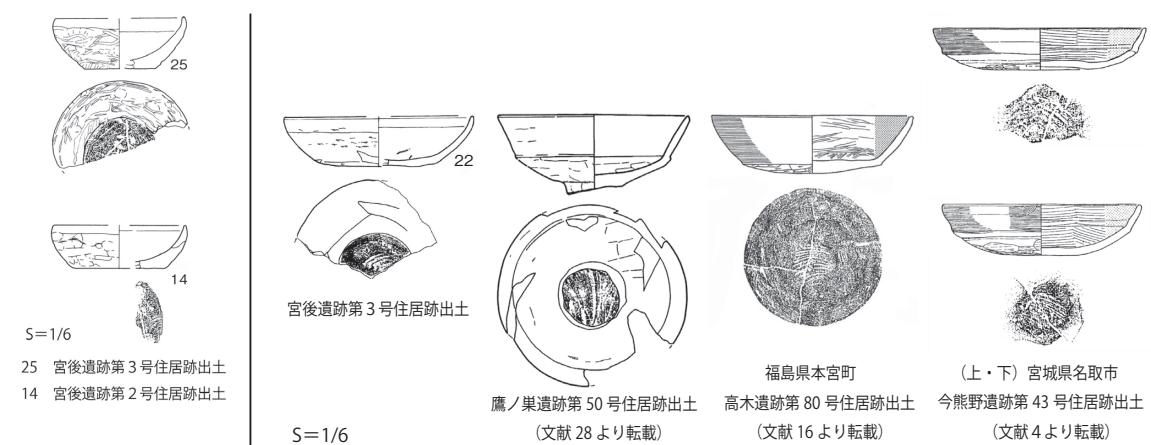


実生活において内容物を入れることを前提とした調整とみなされることから、区別する必要があると判断した。しかし、これら2点は土師器坏としても調整や器形が特徴的である。口縁部外面及び内面には横ナデが施されているが、体部外面には通常見られるようなヘラケズリがみられず、ヘラミガキや指頭によるナデが隙間を空けて施されている。器肉は分厚く、底部は平坦で木葉痕が残っている。これら2点については、土師器坏の未完成品を焼成したもののが可能性があり、この場合、器肉はヘラケズリを施すことを前提とし、厚みをもって作られたものと推定される<sup>5)</sup>。土師器の製作技法をうかがい知ることができる遺物は、第3号住居跡からも出土している。22は土師器坏で、底面に施されたヘラケズリの合間に静止糸切痕に類似した痕跡が残っている。土器成形時における土器と作業台の関係について、台と素材である粘土の間に木葉等を敷いて成形を行う場合は「台上分離型」、台に直接粘土を設置した状態で成形を行う場合は「台上密着型」とそれぞれ呼ばれており<sup>6)</sup>(第66図)、特に「台上密着型」で用いられる作業台については、これまでに回転台やロクロであるとの見地から考察がなされている。また、「台上密着型」での成形は、台と粘土が密着した状態で行われるため、成形を終えた土器を取り外す必要が生じる。この際、土器を持って引き剥がしては器形を損なう恐れがあり、ヘラや糸状のものを用いて取り外しが行われたものと考えられ、22の底面にはその際の痕跡が残ったものとみられる。以上の点から、当遺跡から出土した14・25は「台上分離型」、22は「台上密着型」で制作されたと考えられ、坏のサイズによって「台上分離型」と「台上密着型」を使い分けて成形が行われた可能性がある。なお、「台上密着型」で製作されたと考えられる土師器坏については、当遺跡の北西に位置する鷹ノ巣遺跡第50号住居跡からも出土しており、こちらの土師器坏は、底部に「バリ」のような状態で粘土円板が残り、静止糸切痕に似た痕跡が確認されている。当遺跡や鷹ノ巣遺跡から出土したこれらの遺物は、土師器の製作技法を考察する上で貴重な資料と言える。



第66図 「台上分離型」、「台上密着型」概念図



第67図 「台上分離型」で成形された土師器坏（左）と「台上密着型」で成形された土師器坏（右）

以上、特徴的な遺構と遺物について述べたが、このほか少数ではあるが前期の土器片(TP125・TP126)が表土から出土しており、周囲に当該期の集落跡の存在が予想される。周辺遺跡においても、部田野山崎I遺跡や鷹ノ巣遺跡から前期の集落跡が確認されており、関連が想定される。続く中期に関しては、三反田下高井遺跡において鍛冶工房跡を擁する大集落が営まれた時期であるが、当遺跡周辺においては、当該期の集落の様相が不鮮明である。今後の調査により、集落や人々の移動の様相が明確になることに期待したい。

### 3 奈良時代・平安時代

奈良時代の遺構は、竪穴住居跡5軒（第1A・1B・5・14・16号住居跡）を確認した。このうち、第5号住居跡は8世紀中葉、第1A・14・16号住居跡は8世紀後葉である。第1B号住居跡は、第1A号住居跡へと建て替えが行われる以前の住居跡である。これらの住居跡は、調査区の北部から南部（A・C・Eブロック）の広い範囲に分布しており、古墳時代と比べて集落の広い占地が想定される。

当遺跡において確認した住居跡の規模は、第16号住居跡のみ長軸5m台である可能性を残し、ほかは長軸3m台と4m台である。その中で、第5号住居跡は長軸7.14mと規模において明らかに傑出している。これに加え、間仕切り溝も本跡でのみ確認されており、この点からも特徴的な住居跡と言える。市域において第5号住居跡と近い規模であり、間仕切り溝が確認された住居跡としては、三反田下高井遺跡第166A号住居跡（8世紀前半）があげられる。また、このほか市域において長軸が7m以上の住居跡としては、武田石高遺跡第73号住居跡、（8世紀第3四半期）、武田西塙遺跡第235号住居跡（8世紀第2四半期）・第259B号住居跡（8世紀第1四半期）、鷹ノ巣遺跡第32号住居跡（8世紀第2四半期）、船窪遺跡第12号住居跡（8世紀第2四半期）があげられる。これらの住居跡の分布を古代那賀郡の郷範囲<sup>7)</sup>と比較すると、8世紀代を通じて武田郷に3軒、岡田郷に1軒、幡田郷に3軒という状況である。特に、三反田下高井遺跡からは中丸川を挟んだ対岸、当遺跡と鷹ノ巣遺跡からは本郷川を挟んだ対岸にあたる位置に十五郎穴横穴群が存在する。また、部田野地区には部田野横穴群が存在したことも伝わっており、これらの造営主体の観点から注目されるところである。

当時代の住居跡は全て廃絶時に埋め戻されており、それに伴う遺物の廃棄にも特徴的な状況が見られた。前述した大形住居跡である第5号住居跡の北東コーナー部からは、粘土ブロックを多く含む土<sup>8)</sup>が検出され、その付近から土師器壺、須恵器壺、須恵器蓋がまとまって出土している。特に須恵器蓋については、その多くが逆位で出土しており、作為的である。この出土状況が何を示すのかについては想像の域を出ないが、粘土が土器などの「生産」に関わる点から、祭祀行為の可能性も想定されるため、ここで触れておきたい。また、このほか遺構に関しては、竈に特徴がある住居跡も存在する。この点については、平安時代の住居跡にもみられるため、合わせて後述したい。

次に、特徴的な遺物についてみていく。84は須恵器蓋で、前項あげた第5号住居跡の北東コーナー部から出土している。内面には顕著な擦痕が残されており、ツマミの縁には摩擦によるわずかな平坦面が観察できることから、内面を上にして何かを擦る用途として使用された可能性が高い。転用硯の可能性もあるが、墨痕は確認できなかった。ちなみに、鷹ノ巣遺跡第32号住居跡からは擦痕のある須恵器壺、第67号住居跡からは擦痕のある須恵器蓋が出土しており、特に第32号住居跡は大形住居跡である点が共通しており、興味深い事例である。130は須恵器円面硯で、第16号住居跡から出土している。このほかにも第16号住居跡からは2点の墨書土器（119外側「三川」・内側「孝カ」、120内側「□□」<sup>9)</sup>や、刀子、砥石も出土しており、識字層の存在を示唆している。市域において奈良時代の住居跡<sup>10)</sup>から円面硯が出土した例は、原の寺瓦窯跡第4号工房跡、三反田下高井遺跡第197号住居跡に次いで3例目であり、貴重な資料である。

平安時代の遺構は、竪穴住居跡4軒（第7・9・15・17号住居跡）、土坑1基（第1号土坑）を確認した。このうち、第7・9号住居跡は9世紀前半、第15号住居跡は9世紀中葉、第17号住居跡は9世紀後半である。第1号土坑については、住居跡の可能性も残るが、現時点では明確にできない。当時代の住居跡は、調査区の南部から北部（B・D・E・Fブロック）の広い範囲に分布しており、奈良時代と同様に集落の広い占地が想定される。